

## 市 町 の 現 況

## 目 次

1	「一部事務組合等の取扱い」	1 ~ 15
2	「都市提携」	
	(1) 国内都市との提携	16
3	「コミュニティ施策」	
	(1) 香川町立文化センター等の管理等	17
4	「高齢者福祉事業」	
	(1) 老人介護支援センター事業	18 ~ 19
	(2) 介護予防等拠点施設管理運営事業	20
5	「その他の福祉事業」	
	(1) 社会福祉協議会運営補助等事業	21 ~ 30
6	「農林水産関係事業」	
	(1) 農園整備事業	31 ~ 32
	(2) 香川用水事業	33
7	「建設関係事業」	
	(1) 漁港管理事業	34 ~ 36
8	「上水道事業」	
	(1) 受付・収納	37
9	「消防防災関係事業」	
	(1) 常備消防	38 ~ 41
	(2) 防災行政無線	42
10	「文化振興事業」	
	(1) 文化団体の育成・支援事業	43 ~ 45
	(2) 地域振興館（仮称）整備事業	46
11	「その他の事業(葬斎関係事業)」	
	(1) 葬斎場	47 ~ 56
	(2) 市・町民葬儀	57 ~ 61

市町の現況は、いずれも、各合併協議会において、当該合併協定項目が確認された時点のものである。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・香川町・三木町・牟礼町・庵治町・塩江町・香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <p>広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <p>高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 高松市と同じ。 高松市と同じ。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	<p>(構成市町) 香川町・三木町・牟礼町・庵治町・塩江町・香南町・直島町</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <p>・滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。</p> <p>・香川町のみが加入している一部事務組合がある。</p> <p>・両市町において、土地開発公社を設立している。</p>

対 応 策
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</p> <p>香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。</p> <p>香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</p> <p>香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。</p> <p>香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	<p>(構成市町) 香川町・三木町・牟礼町・庵治町・塩江町・香南町・ (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等</p> <p>(1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。</p>
4 香川南部葬斎 場組合	該当なし。	<p>(構成市町) 香川町・塩江町・香南町 (共同で実施している事務) ・火葬場の設置、管理、葬斎事業</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
5 香川県市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
6 香川県東部 清掃施設組合	該当なし。	(構成市町) 香川町・さぬき市・東かがわ市・三木町・牟礼町・ 庵治町  (共同で実施している事務) ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・ 管理・運営
7 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【香川町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年12月20日

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・塩江町・香川町・香南町・直島町・三木町・牟礼町・庵治町・綾上町・綾南町・国分寺町</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <p>広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <p>高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。  高松市と同じ。  該当なし。 該当なし。</p>
2 坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合	該当なし。	<p>(構成市町) 坂出市及び宇多津町、綾南町、国分寺町、綾上町</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <p>納税の普及徹底に関すること 市町税で督促状に定める期限内に納付又は納入しないものについて、当該市町長の通知に基づき滞納処分を実施すること。 前号の滞納処分に係る市町税督促手数料及び延滞金、延滞加算金等を当該市町に還付すること 組合吏員の税務教育に関すること</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・国分寺町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。</p>

対 応 策
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
3 綾南環境衛生組合	該当なし。	(構成市町) 国分寺町、綾上町、綾南町、綾歌町 (共同で実施している事務) ・一般廃棄物の埋立 ・綾南斎苑の設置及び管理運営 ・し尿貯留槽の設置及び管理運営
4 香川県市町総合事務組合	該当なし。	(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)  (共同で処理する事務) ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務
5 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【国分寺町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年5月29日

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・塩江町・香川町・香南町・直島町・三木町・牟礼町・庵治町・綾上町・綾南町・国分寺町</p> <p>(共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダム建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。</p> <p>(共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。</p> <p>該当なし。</p> <p>高松市と同じ。 高松市と同じ</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	<p>(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町・直島町</p> <p>(共同で実施している事務) 滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。</li> <li>・香南町のみが加入している一部事務組合がある。</li> <li>・香南町では、土地開発公社を設立していない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</li> <li>・香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。</li> <li>・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</li> </ul>

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</li> <li>・香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。</li> <li>・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</li> </ul>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町 (共同で実施している事務) 消防組織法及び消防法の定める消防事務 水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等  (1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。
4 香川南部葬斎 場組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) 火葬場の設置、管理、葬斎事業

部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務</p>
6 土地開発公社	<p>【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日</p>	該当なし。

部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。  (共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。  該当なし。  該当なし。 該当なし。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	<p>該当なし。</p>	<p>(構成市町) 庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・庵治町のみが加入している一部事務組合がある。 ・庵治町では、土地開発公社を設立していない。</p>

対 応 策
<p>・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 ・庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 ・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	<p>(構成市町) 庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等</p> <p>(1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。</p>
4 香川県東部清 掃施設組合	該当なし。	<p>(構成市町) 庵治町・さぬき市・東かがわ市・三木町・牟礼町・ 香川町</p> <p>(共同で実施している事務) ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・ 管理・運営</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務</li> <li>・非常勤消防団員の災害補償</li> <li>・消防作業及び救急業務協力者の災害補償</li> <li>・水防従事者の災害補償</li> <li>・災害対策応急措置業務従事者の災害補償</li> <li>・非常勤消防団員の退職報償金支給</li> <li>・消防職員、消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、甲慰金、見舞金の支給</li> <li>・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償</li> <li>・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務</li> </ul> </p>
6 土地開発公社	<p>【高松市 土地開発公社】                  (基本財産) 500万円                  (設立日) 昭和48年3月31日</p>	該当なし。

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。  (共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。  該当なし。  該当なし。 該当なし。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・牟礼町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。</p>

対 応 策
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に関する事務を除く。)</li> <li>・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、以下のもの。</li> </ul> <p>(1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等</p> <p>(1)及び(3)については、(2)の届出に係るものに限る。</p>
4 香川県東部清 掃施設組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・さぬき市・東かがわ市・三木町・庵治町 香川町</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の設置・管理・運営</li> <li>・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・管理・運営</li> </ul>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) ・構成団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防職員、消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務</p>
6 土地開発公社	<p>【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日</p>	<p>【牟礼町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月24日</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 1 都市提携	
分類	国内都市との提携	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 都市名及び提携年月日	<p>国内3都市と提携 (姉妹城都市) ・彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携</p> <p>(親善都市) ・水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携</p> <p>(友好都市) ・矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携 平成17年3月22日合併予定</p>	<p>該当なし。 ただし、平成12年11月の第1回国分寺サミット以降、栃木県国分寺町と交流を続けており、平成16年9月議会で友好都市締結の議決をし、10月29日に栃木県国分寺町で調印式を予定していたが台風の災害復旧等により、調印式が延期され、改めて調印式を行う予定。 なお、栃木県国分寺町は、平成17年10月に近隣2町と合併を行い「下野市」となる予定。</p>
2 交流事業	<p>・3市(水戸市、彦根市、高松市)の親善と友好を深めることを目的に、3市が持ち回りで開催地となり「3市の観光と物産展」を開催しており、これまで高松市で開催する際には、矢島町、高松町(現かほく市)を加えた3市2町の物産展として開催している。</p> <p>・矢島町で行われる「産業文化祭」に参加し、物産の実演販売を行っている。</p> <p>・各都市とのスポーツ(交歓野球大会等)交流事業を実施している。</p> <p>・各都市において開催されるまつり等のイベントに参加している。</p>	<p>お互いの各種イベントに参加する等、町、議会、関係団体からなる親善交流をしている。</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・提携先、提携予定先が異なっている。 ・国分寺町は、現時点では都市提携を結んでいない。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	香川町立文化センター等の管理等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 設置目的	該当なし。	地域住民の各種会合をはじめ、多目的な利用ができる施設として設置している。
2 施設の概要		香川町立文化センター 1. 東部文化センター 2. 浅野2号文化センター 3. 大野北部文化センター 4. 日生ニュータウン文化センター 5. 川東上文化センター 6. 浅野4号文化センター 7. 大野下文化センター 8. 大野南部文化センター 9. 川東西部文化センター 10. 浅野1号文化センター 11. 大野東部文化センター 12. 川東下文化センター 13. 上部会館 日生ニュータウングリーンセンター
3 管理運営等		(管理) 香川町(管理人委託) (開館) 午前9時、閉館 午後10時 (休館日) 毎週月曜日、年末年始(12月28日～1月4日)

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、該当する施設がない。

対 応 策
・香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。 ・管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	老人介護支援センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設)</p> <p>〔職員配置 - 配置基準〕 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 介護予防教室 介護支援専門員連絡会事務局 など</p> <p>運営方法 香川町が直営</p> <p>センター数 1箇所(香川町保健福祉総合センター内に設 置)</p> <p>〔職員設置〕 社会福祉士1名常勤 保健師1名兼務(居宅介護支援事業所)</p>	<p>地域型支援センターの運営方法等に差 異がある。</p>	
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営(高松市が運営)</p> <p>センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)</p>	該当なし。	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一する。 ただし、地域型支援センターの委託化に 伴い、香川町地域の住民サービスの低下 を招かないよう、合併時まで調整するも のとする。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人介護支援センター事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設) 〔職員配置 - 配置基準〕 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 高松市と同じ。</p> <p>運営方法 国分寺町が直営</p> <p>センター数 1箇所(老人保健施設に併設)</p> <p>〔職員配置〕 常勤3名(社会福祉士、保健師、ケアマネ ジャー、看護師)</p>
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営(高松市が運営)</p> <p>センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
地域型支援センターの運営方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、地域型支援センターの委託化に伴い、国分寺町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	介護予防等拠点施設管理運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 目的	該当なし。	介護予防、痴呆性高齢者の在宅生活の支援、又は居宅介護支援の質の向上を図るため、また、障害者の自立と社会参加を促進するため、介護予防等拠点施設として整備した。
2 ふれあい館		ふれあい館 (管理形態) シルバー人材センターに管理を委託 (開館日) 休館日の指定はなし。 (使用料) 無料 ゲートボール場の夜間照明の使用料 100円 / 時間 (集会室) 1室 他に事務室、倉庫
3 地域ふれあいセンター		地域ふれあいセンター (管理形態) 近隣の住民に鍵の管理を委託 1万円 / 月 (開館日) 休館日の指定はなし。 (使用料) 無料 (集会室) 2室 他に調理室

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、介護予防等拠点施設がない。

対 応 策
香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。 ただし、施設の管理形態については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	社会福祉協議会運営補助等事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。	・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。	
2 補助対象団体	名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会  組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課  活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)	名称 社会福祉法人 香川町社会福祉協議会  組織 会長1人、副会長1人、理事9人(会長、副会長を含む)、評議員20人 事務局 事務局長、職員2人、介護保険事業等職員(ケアマネージャー2人、ヘルパー4人、その他5人)  活動内容 ・介護保険事業 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、緊急資金貸付、地域福祉権利事業、敬老会、歳末見舞、各種団体事務局等)	対 応 策	
			社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	
			調 整 案	
			社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 各種事務事業の取扱い(その他の福祉事業)		部会名	健康福祉
分類	社会福祉協議会運営補助等事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営補助</li> <li>・人件費補助</li> <li>・介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助</li> <li>・管理費補助</li> <li>・管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。</li> <li>・社会福祉協議会運営費補助</li>   <li>・事業補助</li> <li>・在宅福祉サービス事業補助</li> <li>・福祉事業団体補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営補助</li> <li>・人件費補助</li> <li>・職員2人分を全額補助</li> <li>・事務局経費補助</li> <li>・全額補助</li> <li>・福祉センター管理費・償還金補助</li>   <li>・事業補助</li> <li>・ホームヘルプサービス事業補助</li> <li>・敬老会事業補助</li> </ul>		
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者入浴サービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・敬老会事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・在宅介護者支援事業</li> <li>・福祉電話架設対象者連絡サービス業務</li> <li>・老人と地域の交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者生きがい通所事業</li> <li>・要介護認定事業</li> <li>・給食サービス事業</li> <li>・外出支援サービス事業</li> <li>・事務費補助事業</li> <li>・センター償還金補助事業</li> <li>・福祉事業</li> <li>・センター管理運営事業補助</li> </ul>		
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 国分寺町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長 1人、副会長 1人、理事 9人(会長、副会長を含む)、評議員 20人 事務局 事務局長、職員4人、ケアマネジャー1人、ヘルパー1人</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・町委託事業 ・社協自主事業(生きがい活動通所事業、軽度生活援助事業、シルバー人材センター事業等)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員4人分は全額補助 ・事務局経費補助 全額補助</p> <p>事業補助 ・シルバー人材センター事業</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者入浴サービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・敬老会事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・在宅介護者支援事業</li> <li>・福祉電話架設対象者連絡サービス業務</li> <li>・老人と地域の交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがい活動支援通所事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・心配ごと相談事業</li> <li>・障害者等訪問入浴事業</li> </ul>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 香南町社会福祉協議会 組織 会長1人、副会長1人、理事 9人(会長、副会長を含む)、評議員 29人 事務局 事務局長、職員 2人、 介護保険事業等職員(ケアマネージャ4人、ヘルパー2人、その他2人)</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・支援費事業 ・社協自主事業(訪問介護事業、福祉用具貸与事業、デイサービス事業等)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。 ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員2人分を全額補助 ・事務局経費補助 全額補助 ・福祉センター建設費・管理費・償還金利息補助</p> <p>事業補助 ・ボランティア活動推進事業補助 ・訪問介護事業補助</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者入浴サービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・敬老会事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・在宅介護者支援事業</li> <li>・福祉電話架設対象者連絡サービス業務</li> <li>・老人と地域の交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・通所介護事業</li> <li>・敬老事業</li> <li>・ふれあいサロン事業</li> <li>・給食サービス事業</li> <li>・福祉電話事業</li> <li>・福祉団体育成事業</li> <li>・心配ごと相談事業</li> <li>・共同募金事業</li> </ul>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 庵治町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長1人、理事10人(会長、副会長を含む)、評議員25人 事務局 事務局長、職員1人</p> <p>活動内容 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付受付等、福祉委員活動事業)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。 ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助</p> <p>事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員1人分を全額補助 ・事務局経費補助 全額補助</p> <p>事業補助 ・福祉委員協議会補助</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。</p> <p>・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者入浴サービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・敬老会事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・在宅介護者支援事業</li> <li>・福祉電話架設対象者連絡サービス業務</li> <li>・老人と地域の交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会事業</li> <li>・配食サービス事業</li> <li>・介護手当支給事業</li> <li>・心配ごと相談事業(高齢者地域支援体制整備事業)</li> </ul>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけあい金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 牟礼町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長 1人、副会長 1人、理事14人(会長、副会長を含む)、評議員30人 事務局 事務局長、職員1人、介護保険事業等職員(ケアマネージャー3人、ヘルパー4人)</p> <p>シルバー人材センター 知的障害者小規模授産施設ほのぼのワークハウス</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、助けあい金庫貸付、地域福祉権利事業、各種団体事務局等)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。 ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員2人分を全額補助、町受託事業費、補助事業費を充当 ・事務局経費補助 全額補助 ・福祉センター管理費・償還金補助</p> <p>事業補助 ・シルバー人材センター事業補助 ・給食サービス事業補助</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。 ・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者入浴サービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・難病患者等ホームヘルプサービス事業</li> <li>・敬老会事業</li> <li>・老人介護支援センター事業</li> <li>・在宅介護者支援事業</li> <li>・福祉電話架設対象者連絡サービス業務</li> <li>・老人と地域の交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活管理指導員派遣事業</li> <li>・地域デイサービス事業</li> <li>・精神障害者ホームヘルプサービス事業</li> <li>・配食サービス事業</li> <li>・要介護認定訪問調査事業</li> <li>・知的障害者小規模通所授産施設ほのぼのワークハウス</li> </ul>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農園整備事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町		
1 農園整備事業	<p>(目的) 遊休農地の多面的利用を促進するとともに、都市住民に農作業を通じて農業に対する理解を深め、健康でゆとりのある市民生活の場を提供する。</p> <p>(名称) 市民農園</p> <p>(カ所数・面積・区画) 24ヶ所 49,098㎡ 1,135区画</p> <p>(入園料) 3,000円(20㎡)～10,000円(50㎡)/年</p> <p>(運営方法) JA香川県が施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助する。</p> <p>(補助額) 1,580,000円(平成15年度実績)</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(名称) 国分寺町レクリエーション農園</p> <p>(カ所数・面積・区画) 2ヶ所 4,053㎡ 94区画</p> <p>(入園料) 4,000円(28㎡)/年</p> <p>(運営方法) 国分寺町が農地を借り上げ、施設整備し、農業委員会が入園料の徴収、維持管理を行っている。</p> <p>(維持管理費) 249,000円(平成15年度実績)</p>	問題点・課題	運営方法等に差異がある。
			対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法の変更に伴い、国分寺町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。
			調整案	高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	農園整備事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 農園整備事業	<p>(目的) 遊休農地の多面的利用を促進するとともに、都市住民に農作業を通じて農業に対する理解を深め、健康でゆとりのある市民生活の場を提供する。</p> <p>(名称) 市民農園</p> <p>(か所数・面積・区画) 24か所 49,098㎡ 1,135区画</p> <p>(入園料) 3,000円(20㎡)～10,000円(50㎡)/年</p> <p>(運営方法) JA香川県(農地所有者)が施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助する。</p> <p>(補助額) 1,580千円[平成15年度実績]</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(名称) 庵治町レクリエーション農園</p> <p>(か所数・面積・区画) 1か所 1,468㎡ 37区画</p> <p>(入園料) 3,000円(30㎡)/年</p> <p>(運営方法) 庵治町が農地を借り上げ施設整備、入園料の徴収、維持管理を行っている。</p> <p>(維持管理費) 58千円[平成15年度実績]</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法については、庵治町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 農林水産関係事業	
分類	香川用水事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 香川用土地改良区維持管理費賦課金	関係土地改良区が負担している。	町が負担している。(900円/10a) 平成16年度 1,196,740円 約13,330a

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
維持管理費賦課金の負担者に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、土地改良区の設立も視野に入れて、合併時まで調整する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 管理漁港	5漁港(高松漁港・浦生漁港・西浦漁港・亀水漁港・男木漁港)を管理している。	6漁港(庵治漁港・江の浜漁港・竹居漁港・鎌野漁港・篠尾漁港・高尻漁港)を管理している。
2 管理条例	高松市漁港条例	庵治町漁港管理条例
3 維持管理経費の負担割合等	高松市 100% 漁協、地元業者 0%	庵治町 100% 漁協、地元業者0% 漁協、地元漁業者設置の照明灯については、当該漁協、地元漁業者が維持管理経費を負担している。 改修については、町単独補助制度により対応している(負担割合:町70%、漁協15%、地元業者15%)。
4 漁港施設占用料	漁港施設占用料 (1)電柱、電話柱、支柱、支線等は電気通信事業法施行令による額 本柱(木柱・コンクリート柱)の使用面積1.7㎡までごとに年額宅地 1,500円 支線または支柱1本ごとに年額宅地1,500円 (2)地下埋設物は高松市道路占用料徴収条例による占用料の額 (ア)法第32条1項第1号に掲げる工作物 第1種電柱 1,000円/本/年 第2種電柱 1,600円/本/年 第3種電柱 2,200円/本/年 第1種電話柱 930円/本/年 第2種電話柱 1,500円/本/年 第3種電話柱 2,100円/本/年 その他の柱類 72円/本/年 共架電線その他上空に設ける線類 10円/㎡/年 地下電線その他地下に設ける線類 5円/㎡/年 路上に設ける変圧器 700円/個/年 地下に設ける変圧器占有面積 480円/㎡/年 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 1,400円/個/年	庵治町甲種漁港施設占用料 ・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設)75円/㎡/月 (野積場・道路)60円/㎡/月 (その他)40円/㎡/月 ・起重機 (けい留・外かく施設)260円/㎡/月 (野積場・道路)155円/㎡/月 (その他)105円/㎡/月 ・管類埋設置 (けい留・外かく施設)160円/㎡/年 (野積場・道路)100円/㎡/年 (その他)60円/㎡/年 ・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設)1,590円/本/年 (野積場・道路)870円/本/年 (その他)680円/本/年 ・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設)1,590円/本/年 (野積場・道路)870円/本/年 (その他)680円/本/年

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・維持管理経費の負担割合等に差異がある。</p> <p>・漁港施設占用料に差異がある。</p> <p>・高松市では、漁港施設使用料の徴収を検討中である。</p>

対 応 策
<p>庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>なお、漁港を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、漁業協同組合ともども、適切な検討を行う。</p>

調 整 案
<p>庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
4 漁港施設占有料(つづき)	郵便差出箱及び信書便差出箱 600円/個/年 広告塔表示面積 4,400円/㎡/年 その他のもの占有面積 1,400円/㎡/年 (イ)法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.1m未満のもの 48円/㎡/年 外径が0.1m以上0.15m未満のもの 72円/㎡/年 外径が0.15m以上0.2m未満のもの 95円/㎡/年 外径が0.2m以上0.4m未満のもの 190円/㎡/年 外径が0.4m以上1m未満のもの 480円/㎡/年 外径が1m以上のもの 950円/㎡/年 (ウ)法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 1,400円/㎡/年 (エ)法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 時価に0.003を乗じて得た額/㎡/年 地下街及び地下室 階数が2のもの 時価に0.005を乗じて得た額/㎡/年 地下街及び地下室 階数が3以上のもの 時価に0.006を乗じて得た額/㎡/年 上空に設ける通路 2,900円/㎡/年 地下に設ける通路 1,500円/㎡/年 その他のもの 1,400円/㎡/年 (オ)法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 44円/㎡/日 (カ)道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板一時的に設けるもの 440円/㎡/月 看板その他のもの 4,400円/㎡/年 標識 1,100円/本/年 (キ)その他上記に定める以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める額 (3)前2号に掲げる物件以外の工作物 1,400円/㎡/年 (4)前3号に掲げるもの以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める単位及び額	・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設)1,250円/㎡/年 (野積場・道路)640円/㎡/年 (その他)500円/㎡/年 ・架空管 (けい留・外かく施設)125円/㎡/年 (野積場・道路)85円/㎡/年 (その他)55円/㎡/年 ・広告類(標識類) (けい留・外かく施設)400円/本/年 (野積場・道路)360円/本/年 (その他)320円/本/年 ・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)縦1m横70cm当たり6,200円/年 (野積場・道路)縦1m横70cm当たり5,150円/年 (その他)縦1m横70cm当たり5,150円/年 ・その他工作物 (係留・外かく施設)50円/㎡/月 (野積場・道路)30円/㎡/月 (その他)20円/㎡/月

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
5 漁港施設使用料	該当なし。 検討中	<p>庵治町甲種漁港施設使用料 (けい船料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーボート 30,000円 / 隻 / 年 (全長が6m未満のものにあっては20,000円)</li> <li>・その他の船舶 40,000円 / 隻 / 年 ただし、町内に住所を有する者は半額とする。</li> <li>・漁船 免除</li> </ul> <p>漁港の管理を庵治漁業協同組合に委託し、委託料として、けい船料納入分の70%を支払っている。 平成15年度委託料 2,916,100円</p> <p>(物揚場使用料) 1.85円 / m<sup>2</sup> / 日 (初日の使用料は無料とする) 継続使用10日を超えるものは、超過日数1日1m<sup>2</sup>につき2.78円</p> <p>(停泊料) 1けい留ごとに総トン数1トンにつき1.38円</p> <p>(野積場使用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装 5.0円 / m<sup>2</sup> / 日</li> <li>・未舗装 4.0円 / m<sup>2</sup> / 日</li> </ul>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業	
分類	受付・収納	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	開栓は、メータ口径に関係なく、手数料500円を徴収しているため、役場で受付している。 閉栓、使用者変更等諸届の受付は、規定の申請様式で窓口またはファックスで受付している。(押印は特に必要としない。)
2 収納事務	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 水道料金等の収納について、6人の私人と収納委託契約を交わしている。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付事務及び収納事務が、異なっている。</li> <li>・牟礼町では、水道料金等の収納について私人と収納委託契約を交わしている。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の水道料金等の収納委託については、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 運営主体	高松市	高松市に事務委託
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 総務課</li> <li>├── 予防課</li> <li>├── 消防防災課</li> <li>├── 情報指令課</li> <li>├── 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>└── 朝日分署</li> </ul> </li> <li>├── 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 太田出張所</li> <li>├── 仏生山出張所</li> <li>└── 円座出張所</li> </ul> </li> <li>├── 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 川添出張所</li> <li>└── 山田出張所</li> </ul> </li> <li>└── 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 綾歌東部分署</li> <li>└── 国分寺出張所</li> </ul> </li> </ul>	
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、綾上町、綾南町とともに綾歌東部消防事務協議会を設置し、共同で処理している事務がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
4 人員	消防局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 13人</li> <li>— 予防課 19人</li> <li>— 消防防災課 6人</li> <li>— 情報指令課 19人</li> <li>— 北消防署 69人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 朝日分署 32人</li> </ul> </li> <li>— 南消防署 46人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 太田出張所 12人</li> <li>└ 仏生山出張所 12人</li> <li>└ 円座出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 東消防署 38人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 川添出張所 12人</li> <li>└ 山田出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 西消防署 38人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 綾歌東部分署 21人</li> <li>└ 国分寺出張所 12人</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">計 385 人</p>	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業				
分類	常備消防				
		現況			
項目	高松市	国分寺町			
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2
		調査車	1	支援車	1
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1
		タンク車	1	広報車	1
		ポンプ車	1	査察車	1
		梯子車	2	積載車	1
		化学起動車	1	電源照明車	1
		高規格救急車	2	水槽車	1
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1
		化学車	2	査察車	1
	南消防署	指令車	1	梯子車	1
		タンク車	1	広報車	1
		救助工作車	1	査察車	1
		高規格救急車	1		
	太田出張所	タンク車	1		
	仏生山出張所	ポンプ車	1		
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1
		タンク車	1	広報車	1
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1
川添出張所	ポンプ車	1			
山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	
西消防署	指令車	1	高規格救急車	1	
	タンク車	1	広報車	1	
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1	
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1	
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1	
国分寺出張所	ポンプ車	1			

部会名	消防
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類	常備消防			
現 況				
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 綾歌東部消防事務協議会	該当なし。	<p>(構成町) 国分寺町・綾上町・綾南町</p> <p>(目的) 共同して常備消防設立及び管理運営を図る。</p> <p>(組織) 委員9人(構成町の長、議長及び総務常任委員長)により組織する。</p> <p>(共同で処理している事務) ・高松市との消防業務委託 ・消防署及び出張所の建設 ・消防施設の整備 ・施設の維持管理 ・補助金の申請及び起債の償還等</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-19 消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	
項目	現 況	
	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置している。	牟礼町の防災体制の確立のため、災害時における通信連絡の確保と災害情報の伝達及び広報活動による予告、通報等の連絡を円滑にし、住民の福祉の増進に資するため、無線放送施設を設置する。
2 施設	<p>【移動系無線】</p> <p>施設整備年度 平成2年度</p> <p>基地局 高松市役所 本庁舎内</p> <p>移動局数 49局</p> <p>車載携帯型 25局</p> <p>集落可搬型 22局</p> <p>携帯型 2局</p> <p>周波数MHz 466.7625MHz (更新について、検討中。)</p>	<p>【移動系無線】</p> <p>施設整備年度 平成4年度</p> <p>基地局 牟礼町役場 本庁舎内</p> <p>移動局数 30局</p> <p>車載携帯型 10局</p> <p>集落可搬型 -</p> <p>携帯型 20局</p> <p>周波数MHz 466.0MHz</p>
	<p>【同報系無線】</p> <p>施設なし。 (整備について、検討中。)</p>	<p>【同報系無線】</p> <p>施設整備年度 平成6年度</p> <p>基地局 牟礼町役場 本庁舎内</p> <p>屋外拡声子局数 8局</p> <p>戸別受信機設置数 2,394戸</p> <p>周波数 69.150MHz</p>
3 戸別受信機	該当なし。	<p>設置資格</p> <p>町内在住 公共機関 希望する町内事業所等</p> <p>受信機</p> <p>貸与</p> <p>経費負担</p> <p>1台当たり 5,000円</p>
<p>移動系無線</p> <p>車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。</p> <p>同報系無線</p> <p>市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。</p>		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>無線施設が異なる。</li> <li>両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。</li> <li>牟礼町は、戸別受信機を貸与している。</li> <li>高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。</li> <li>市町の各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。</li> <li>戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。</li> </ul>

調 整 案
<p>牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。</p> <p>牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 文化協会活動補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。</p> <p>(平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 香川町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、3団体と49グループにより構成されている。</p> <p>(平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 直島町文化協会との交流事業に対して行っている。</p>
2 文化団体事業補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、町長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 高松市と同じ。</p>
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助内容) 補助対象経費の1/3 上限額50万円</p> <p>(補助団体) 32団体(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 5,780千円(平成15年度実績)</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町の文化協会の組織等に差異がある。</li> <li>・香川町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・香川町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。</li> <li>・香川町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時まで調整する。</li> <li>・香川町地域における文化団体事業補助については、高松市の芸術文化活動事業補助の対象事業として取り扱うものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町文化協会に対する補助については、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 文化協会補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 国分寺町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、54団体により構成されている。 (平成16年6月1日現在)</p> <p>(補助内容) 国分寺町文化協会の運営に対して行っている。</p>
2 文化団体補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。 13団体 10,550千円(平成15年度実績)</p>	<p>(目的) 町民文化の向上・発展に資する文化芸術団体の年間の運営に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 讃岐国分寺太鼓保存会</p> <p>(補助内容) 文化団体の運営に対し、予算の範囲内において補助を行っている。 1団体 560千円(平成15年度実績)</p>
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助内容) 補助対象経費の1/3 上限額50万円</p> <p>(補助団体) 32団体(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 5,780千円(平成15年度実績)</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町の文化協会の組織等に差異がある。</li> <li>・文化団体補助に差異がある。</li> <li>・国分寺町では、芸術文化活動事業補助を実施していない。</li> <li>・国分寺町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・国分寺町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。</li> <li>・国分寺町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時まで調整する。</li> <li>・国分寺町地域における文化団体補助については、団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 文化協会活動補助	(名称) 高松市文化協会 (組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在) (補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。	(名称) 庵治町文化協会 (組織) 部門別協会はなく、26の団体により構成されている。 (補助内容) 高松市と同じ
2 文化団体事業補助	(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。 (補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体 (補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。	該当なし。 文化協会への補助に含めて交付している。
3 芸術文化活動事業補助	(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。 (補助団体) 32団体(平成15年度実績) (補助額) 5,780千円(平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化協会の組織に差異がある。</li> <li>・文化団体の補助に差異がある。</li> <li>・庵治町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。</li> <li>・庵治町では、芸術文化活動補助を行っていない。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・庵治町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。</li> <li>・庵治町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案するとともに激変緩和を考慮する中で、合併時まで調整する。</li> </ul>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	地域振興館(仮称)整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 地域振興館 (仮称)整備事業 運営	該当なし。	<p>(概要) 庵治町所有の旧農協倉庫を改修し、庵治町所蔵の三枝惣太郎氏等作製の美術品を展示する施設を平成16年度末を目途に整備している。 なお、あわせて映画『世界の中心で、愛をさけぶ』のセットである『写真館』の復元を行うこととしている。 運営主体、運営方法等については、検討中</p> <p>(所在) 庵治町5824番地4</p> <p>(施設概要) 敷地面積 918.93㎡ 施設面積(既存部) 518.24㎡</p> <p>(収蔵物概要) 彫刻(三枝惣太郎氏作) 25体 絵画(三枝惣太郎氏作) 200点 書画(廣瀬富美氏ほか作) 40点</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域振興館(仮称)については、運営主体、運営方法等を検討中である。

対 応 策
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。 ただし、運営主体、運営方法等については、合併時まで調整する。

調 整 案
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) (一部事務組合)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門)</p> <p>火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室</p> <p>(斎場部門)</p> <p>式場 1室 斎場ホール 控室 3室</p> <p>(待合部門)</p> <p>待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>[参考]</p> <p>香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) 概要</p> <p>(開設日) 平成8年1月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(火葬棟)</p> <p>告別室 2室 見送りホール 火葬施設 5基(大型炉 5基) 収骨室 2室 霊安室</p> <p>(斎場棟) 1室 斎場 2室 待合室</p> <p>(待合棟)</p> <p>待合ロビー 3室(和室 3室) 待合室</p> <p>(動物炉棟)</p> <p>動物用焼却炉 1基</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体に差異がある。</li> <li>・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後において、香川町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。</li> <li>・香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(葬斎関係事業)																																																																											
分類	葬斎場																																																																											
現 況																																																																												
項目	高 松 市		香 川 町																																																																									
3 施設使用料	1 火葬施設使用料		【参考】 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑)使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">料 金</th> </tr> <tr> <th>管内住民</th> <th>管外住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">火葬 火葬</td> <td>12歳以上</td> <td>1体</td> <td>20,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>1体</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骸</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>系統解剖遺体</td> <td>主部1体分</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>生体分離肢体</td> <td>1体分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>産汚物等</td> <td>1人分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">斎待 合場室</td> <td rowspan="5">通夜</td> <td>告別式</td> <td>1時間30分以内</td> <td>1回</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18時間以内</td> <td>1回</td> <td>40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25時間以内</td> <td>1回</td> <td>54,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>42時間以内</td> <td>1回</td> <td>88,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>49時間以内</td> <td>1回</td> <td>102,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>待合 合棟室</td> <td>初七日</td> <td>1室</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霊安 室</td> <td>遺体の安置</td> <td>24時間まで</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>動炉 物棟</td> <td>犬猫等のペットの焼却</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料 金		管内住民	管外住民	火葬 火葬	12歳以上	1体	20,000円	80,000円	12歳未満	1体	10,000円	40,000円	死産児	1胎	5,000円	20,000円	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円	斎待 合場室	通夜	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円		18時間以内	1回	40,000円		25時間以内	1回	54,000円		42時間以内	1回	88,000円		49時間以内	1回	102,000円		待合 合棟室	初七日	1室	3,000円		霊安 室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円	動炉 物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円
	区 分	単 位				料 金																																																																						
管内住民			管外住民																																																																									
火葬 火葬	12歳以上	1体	20,000円	80,000円																																																																								
	12歳未満	1体	10,000円	40,000円																																																																								
	死産児	1胎	5,000円	20,000円																																																																								
	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円																																																																								
	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円																																																																								
	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円																																																																								
	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円																																																																								
斎待 合場室	通夜	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円																																																																							
		18時間以内	1回	40,000円																																																																								
		25時間以内	1回	54,000円																																																																								
		42時間以内	1回	88,000円																																																																								
		49時間以内	1回	102,000円																																																																								
待合 合棟室	初七日	1室	3,000円																																																																									
霊安 室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円																																																																								
動炉 物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円																																																																								
2 式場使用料																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用単位</th> <th>使用料 (単位当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 (午前9時～正午)</td> <td>市内 31,500円</td> </tr> <tr> <td>午後 (午後零時30分～午後3時30分)</td> <td>市外 63,000円</td> </tr> </tbody> </table>		使用単位	使用料 (単位当たり)	午前 (午前9時～正午)	市内 31,500円	午後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外 63,000円																																																																					
使用単位	使用料 (単位当たり)																																																																											
午前 (午前9時～正午)	市内 31,500円																																																																											
午後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外 63,000円																																																																											
市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者																																																																												

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	綾南環境衛生組合(綾南斎苑) (一部事務組合) 構成町:国分寺町、綾上町、綾南町
2 施設概要	(開設日) 平成4年4月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建 (火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室 (斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室 (待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所	[参考] 綾南環境衛生組合(綾南斎苑)概要 (開設日) 平成6年4月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建 (火葬部門) 火葬炉 3基(標準炉) (待合部門) 待合室 3室

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・運営主体に差異がある。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。

対 応 策
・合併後において、国分寺町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 ・綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)			
分類	葬斎場			
現 況				
項目	高 松 市		国 分 寺 町	
3 施設使用料	1 火葬施設使用料			
	区 分	単 位	使 用 料 市 内    市 外	
	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料    40,000円
		小人(12歳未満)	1体	無 料    20,000円
死 産 児	1胎	無 料    13,000円		
市内の使用料について、有料化を検討中。				
2 式場使用料				
使 用 単 位		使 用 料 (単位当たり)		
午 前 (午前9時～正午)		市内	31,500円	
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)		市外	63,000円	
市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者				
[参考] 綾南環境衛生組合(綾南斎苑)使用料				
		使用区分	組合内    組合外	
		火葬場施設使用料	40,000円    80,000円	
		火葬場施設及び祭壇使用料	40,000円    -	
		祭壇のみの使用料	30,000円    -	
		幕の使用料	3,000円    -	
		胎盤焼却料	2,000円    4,000円	
		未熟児及び死産使用料	10,000円    20,000円	
		手及び足の焼却使用料	2,000円    4,000円	
霊柩車の運行も、火葬場施設使用料に含まれている。 未熟児とは、体重2,500グラム以下。 綾南環境衛生組合が、祭壇一式を各3町に2セットずつ貸与している。				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 南 部 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) (一部事務組合)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室 (斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室 (待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>【参考】 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) 概要</p> <p>(開設日) 平成8年1月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(火葬棟) 告別室 2室 見送りホール 火葬施設 5基(大型炉 5基) 収骨室 2室 霊安室 (斎場棟) 斎場 1室 待合室 2室 (待合棟) 待合ロビー 待合室 3室(和室 3室) (動物炉棟) 動物用焼却炉 1基</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体に差異がある。</li> <li>・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後において、香南町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。</li> <li>・香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)						
分類	葬斎場						
現 況							
項目	高 松 市		香 南 町				
3 施設使用料	1 火葬施設使用料						
	区 分		使 用 料				
			市 内	市 外			
	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円		
		小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円		
	死 産 児		1胎	無 料	13,000円		
	市内の使用料について、有料化を検討中。						
	2 式場使用料						
	使 用 単 位		使 用 料 (単位当たり)				
	午 前 (午前9時～正午)		市内	31,500円			
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)		市外	63,000円				
市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者							
【参考】 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑)使用料							
区 分		単 位	料 金				
			管内住民	管外住民			
火葬棟施設	火葬	12歳以上	1体	20,000円	80,000円		
		12歳未満	1体	10,000円	40,000円		
		死産児	1胎	5,000円	20,000円		
		改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円		
		系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円		
		生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円		
	斎待合場室	通夜	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円	
			系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円	
			告別式	1時間30分以内	1回	30,000円	
			18時間以内	1回	40,000円		
待合棟室	初七日	25時間以内	1回	54,000円			
		42時間以内	1回	88,000円			
		49時間以内	1回	102,000円			
待合棟室	初七日	1室	3,000円				
霊安室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円			
動物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円			

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	庵治町 (庵治町斎場)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室</p> <p>(斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室</p> <p>(待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>(開設) 平成8年12月(改築)</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 地上1階</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 2基(大型炉) 玄関ホール 和室(15畳) 1室 炉前ホール 待合ホール 炉作業室 障害者用便所</p> <p>[新葬祭場:別棟/H17.1.4新設供用開始]</p> <p>(構造・規模) 鉄骨ALC 2階建て 式場(100人用) 1室 遺族控室(2F:10畳) 1室 僧侶控室(2F:6畳) 1室</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬料等の施設使用料に差異がある。</li> <li>・庵治町では、町民葬儀を利用した場合、火葬料を無料扱いとしている。</li> <li>・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐ。</li> <li>・庵治町斎場の施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</li> <li>・合併後において、庵治町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)			
分類	葬斎場			
現 況				
項目	高 松 市		庵 治 町	
3 施設使用料	1 火葬施設使用料			
	区分	単位	使用料 市内 市外	
死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円
	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円
	死 産 児	1胎	無 料	13,000円
市内の使用料について、有料化を検討中。				
2 式場使用料				
使用単位		使用料 (単位当たり)		
午 前 (午前9時～正午)		市内	31,500円	
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)		市外	63,000円	
市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者				
1 火葬施設使用料				
町内居住者(大人・小人)		30,000円		
" 死産児		20,000円		
町外居住者(大人・小人)		100,000円		
" 死産児		60,000円		
生体分離肢体等		30,000円		
町民葬儀を利用した場合は、火葬料金は全額免除。				
2 火葬場待合室使用料				
待合室使用(24時間まで)		5,000円		
待合室使用(24超～12時間ごと)		2,500円加算		
火葬時に使用する場合は、3時間以内は無料。				
3 新葬祭場使用料				
葬祭場使用(12時間まで)		25,000円		
葬祭場使用(12超～12時間ごと)		5,000円加算		
上記の使用料は、葬祭場施設の全室を使った場合の金額である。				
新葬祭場の控室に限った使用の場合は、上記の2(火葬場待合室使用料)の規定を適用する。				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	牟礼町 (牟礼町斎苑)
2 施設概要	(開設日) 平成4年4月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建 (火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室 (斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室 (待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所	(開設) 昭和53年4月 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建 (火葬部門) 火葬炉 3基  告別室2室 本館式場 別館式場等

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・施設使用料に差異がある。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。

対 応 策
・牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとする。 ・牟礼町斎苑の施設使用料等については、住民サービスの大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。 ・合併後において、牟礼町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。

調 整 案
牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(葬斎関係事業)																																																		
分類	葬斎場																																																		
現 況																																																			
項目	高 松 市		牟 礼 町																																																
3 施設使用料	<p>1 火葬施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>市 内</th> <th>市 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死 体</td> <td>大人(12歳以上)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死 産 児</td> <td>1胎</td> <td>無 料</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内の使用料について、有料化を検討中。</p> <p>2 式場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 単 位</th> <th colspan="2">使 用 料 (単位当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午 前 (午前9時～正午)</td> <td>市内</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>午 後 (午後零時30分～午後3時30分)</td> <td>市外</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者</p>		区 分	単 位	使 用 料		市 内	市 外	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円	死 産 児		1胎	無 料	13,000円	使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)		午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円	午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円	<p>1 火葬施設使用料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>町内居住者(12歳以上)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>“(12歳未満)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>“ 死産児</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>町外は原則許可しない。</p> <p>2 本館・別館等使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本 館</th> <th>別 館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通夜料</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>告別式</td> <td>5,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>借室料</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>通夜料1日増すごとに、本館5,000円、別館10,000円とする。 借室料1日増すごとに、5,000円とする。</p>		町内居住者(12歳以上)	15,000円	“(12歳未満)	10,000円	“ 死産児	5,000円	区 分	本 館	別 館	通夜料	5,000円	10,000円	告別式	5,000円	15,000円	借室料	5,000円	5,000円
区 分	単 位	使 用 料																																																	
		市 内	市 外																																																
死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円																																															
	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円																																															
死 産 児		1胎	無 料	13,000円																																															
使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)																																																		
午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円																																																	
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円																																																	
町内居住者(12歳以上)	15,000円																																																		
“(12歳未満)	10,000円																																																		
“ 死産児	5,000円																																																		
区 分	本 館	別 館																																																	
通夜料	5,000円	10,000円																																																	
告別式	5,000円	15,000円																																																	
借室料	5,000円	5,000円																																																	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者が死亡した場合の葬儀及び町内に住所を有する者が喪主となる場合の葬儀で、かつ、香川郡(直島町を除く。)内の火葬場において火葬に付す場合に適用する。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者。
3 種類・料金等	<p>斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p>	<p>やすらぎ苑葬</p> <p>120,000 円</p> <p>霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
葬儀の種類に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	該当なし。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	
3 種類・料金等	斎場公園葬 A型 230,000 円 B型 130,000 円  1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。  自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円  霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。  霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。 生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に火葬料を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中。	(参考) 自宅葬・民営会館葬・寺院葬等の霊柩車の運行料金については、綾南斎苑使用料に含まれている。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者が死亡した場合の葬儀及び町内に住所を有する者が喪主となる場合の葬儀で、かつ、香川郡(直島町を除く。)内の火葬場において火葬に付す場合に適用する。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者。
3 種類・料金等	斎場公園葬 A型 230,000 円 B型 130,000 円  1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。  自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円  1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。	やすらぎ苑葬 120,000 円 自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円  霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
葬儀の種類に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)		部 会 名	市 民
分 類	市・町民葬儀			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者(死亡者が、死亡時に町内に住所を有したものを含む。)でなければならない。		葬儀の種類・料金等に差異がある。 高松市の制度に統一すると庵治町地域の利用者の負担が増加する場合がある。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として町内において5年以上の経験を有するもので、町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を町長が指定する。		
3 種類・料金等	斎場公園葬 A型 230,000 円 B型 130,000 円  1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。  自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000 円 B型 130,000 円  霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。 生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に、火葬料金を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中である。	庵治町町民葬儀 菊 150,000円 蓮華 100,000円 百合 70,000円 1 町民葬儀に運行する霊柩車は、町と協議のうえ決定した車両とする。 2 霊柩車の使用等については、「庵治町町民葬儀実施要綱」による。  霊柩車運行料金の全額を町が負担(ただし、24,780円が限度)。  町民葬儀を利用した場合、火葬料を全額免除。	対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。
			調 整 案	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入院、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあつては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有した者が死亡した場合の喪主又は本町に住所を有する喪主で牟礼町内で葬儀をする者とする。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀取扱い業の指定を受けようとする者の申請に基づき、町が指定する葬儀の種類、内容及び霊柩車を保有または使用し、その他町が定めた事項が実施できる者を町長が指定する。
3 種類・料金等	<p>斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。</p> <p>生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に、火葬料金を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中である。</p>	<p>牟礼町斎苑使用葬儀</p> <p>蘭 150,000円</p> <p>菊 100,000円</p> <p>蓮華 70,000円</p> <p>百合 50,000円</p> <p>霊柩車の使用については、バス型使用とする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>蘭 150,000円</p> <p>菊 100,000円</p> <p>蓮華 70,000円</p> <p>百合 50,000円</p> <p>霊柩車の使用については、バス型使用とする。</p> <p>祭壇飾り1件につき、1万円の助成金を交付。</p> <p>指定する霊柩車使用者に5千円を交付。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀の種類・料金等に差異がある。</li> <li>・高松市の制度に統一すると牟礼町地域の利用者の負担が増加する場合がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市の制度に統一する。</li> <li>・牟礼町斎苑使用葬儀の霊柩車の取扱いは、現行のとおりとする。</li> <li>・利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者への負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。</p>